

Title	日露戦争下におけるロシア正教問題と政府・軍
Sub Title	
Author	小川原, 正道(Ogawara, Masamichi)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 日本政治 : 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.57- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453477-00000008-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日露戦争下におけるロシア正教問題と
政府・軍

小川原 正道

はじめに

一 ロシア正教に対する攻撃

二 攻撃に対する正教側の対応

三 ロシア正教問題に対する政府の対応

四 「露探」問題と政府・軍の対応

おわりに

はじめに

明治三十七（一九〇四）年二月にはじまった日露戦争下において、日本のロシア正教会は中傷と攻撃的となり、信徒が「露探」（ロシアのスパイ）、「売国奴」と罵られ、営業取引を拒絶されたり、その子どもが学校で殴られ、伝教者の家が暴徒に襲われるなど、きわめて厳しい立場に置かれることとなった。彼らを束ねる立場にあったニコライ主教自身もスパイの頭目などの嫌疑を受け、批判された¹⁾。

この問題に対する日本政府や軍の対応には、難しいものがあつた。スパイとしての嫌疑がかけられている以上、ロシア正教徒を警戒せざるを得ないが、ロシアは日露戦争を「キリスト教対異教徒」の戦争として喧伝しており、キリスト教に対する迫害を放置して戦争が「宗教戦争」の様相を呈することは、この構図を裏付けることになりかねず、それは日英同盟や欧米での外債募集に頼る日本にとって得策でなかつたにちがいない。その意味で、ロシア正教は保護すべき対象となつたと考えられる。

日露戦争当時のロシア正教に対する迫害については、これまでロシア正教史やニコライ研究などの分野で、多くの業績が蓄積されてきた²⁾。最近ニコライの全日記が邦訳されたこともあり、筆者もこれを用いて迫害の実態と政府側の対応について若干の考察を行ったことがある³⁾。ただ、そこでは紙幅の関係上序論的な考察を加えるに止まつたため、本稿ではあらためて戦時下のロシア正教に対する迫害の実態、これに対する正教側の対応を踏まえたいので、この問題に対する政府および軍の対応について、できる限り詳細に検討しようとするものである。

日露戦時の宗教問題に対する政府側・宣教師側の対応については最近、中島耕三氏の注目すべき研究⁴⁾が発表されており、当該期のロシア正教の政府側への働きかけについては松縄善三郎氏のすぐれた研究⁵⁾が存在しているが、本稿ではこれらを参考としつつ、ニコライ日記などを用いてロシア正教問題に焦点を当てて政府側の対応をあき

らかにするとともに、これまでほとんど触れられることのなかった軍の対策についても検討を行いたい。考察にあたっては、先述のような正教に対する保護と警戒という両面に着目することになるであろう。

一 ロシア正教に対する攻撃

日露開戦を迎えたとき、ニコライ主教は、ロシアへの帰国を求める駐日ロシア公使ローゼンの勧告を断り、日本人信徒の要望を受けて日本に留まることを決意するが、正教を取り巻く状況は緊迫の度を増していた。⁽⁷⁾

日清戦争後の三国干渉以来、ロシア正教に対する批判は広く展開されるようになり、ニコライもその標的となつて、いわゆる「露探」の嫌疑もささやかれるようになる。⁽⁸⁾ 長縄光男氏によると、「露探」事件がはじめて起つたのは明治三十六年十一月で、岡田某なる人物がニコライに国家機密を売ろうとして逮捕され、これ以来、ニコライ堂をスパイの巣窟と見る人々が生まれることになったという。⁽⁹⁾ 岡田某とは休職大阪府視学・岡田熊太郎のことで、明治三十七年四月刊行の梅原喜太郎著『日露戦争とニコライ教会』に収められた岡田の予審決定書によると、岡田は陸軍参謀本部の縁戚や親友の海軍省武官から入手した情報をロシア公使館に伝え、その報酬として五千円を得たいといった手紙をニコライに出し、その後もニコライに接触を試みる手紙を送りつけ、これらが神田警察署にわたつて逮捕され、東京地裁で詐欺取財未遂罪を適用され有罪判決を受けるにいたつている。⁽¹⁰⁾ 『東京日出国新聞』記者の梅原はこの事件をとらえて、ギリシャ正教会とロシア国との関係は曖昧模糊としており、国民の疑念は岡田事件を動機としてニコライ堂に向けられていると述べ、この問題に対してニコライに責任なしといいうるかど質している。⁽¹¹⁾

ニコライ自身、こうした険悪な空気を敏感に感じ取っていた。開戦を直前に控えた明治三十七年一月二十一日

から二十九日にかけての日記には、「怒りを含んだ好戦的な空気がますます強くなってきている」として、高橋門三九がスパイの疑いで逮捕・投獄されたことが記され、さらに「パウエル中井はわたしに次のようなことを語った。われわれの宣教団をつぶしわたしを殺そうとする無法者たちの結社ができた。連中のうち十人は捕らえられ牢に入れられた。それとは別に、私を殺そうとしていた男がいて、逮捕された。……わたしの身に危険が迫っているという話が根も葉もないわさでないということは、次のことからわかる。二日前の夜中に、三十人の警官が教団の警護についた。その夜敵の連中が教団を襲撃してわたしを殺そうと計画していたからである」と書かれている。創刊者がロシアのスパイだというデマが流れた『二六新報』の編集部が襲撃を受けて窓が割られたといい、「だから、われわれの教団についてもそういう事件が実際に起り得ると考えられる」とニコライは警戒している。⁽¹²⁾ 高橋門三九の逮捕については後述したい。

正教に対する厳しい風当たりは、全国に広まっていった。三月には小田原で教会と司祭の自宅に対する襲撃事件が発生し、教会と手を切らないと放火すると強迫され脱会した者もあらわれ、襲撃を支持する者も多く、教会にひどく腹を立てているという。⁽¹³⁾ 正教徒の商店から物品を買わないよう主張して商業を妨害する動きもみられ、学校教師の中には「生徒に向つて日露の戦争は帰する所宗教の異同に原因せるものなりといふ如き談話をなしたる者もありとの風聞」もあり、実際に小学校では正教徒の子どもが「毎日罵言暴行を加へらる」という状況であった。⁽¹⁴⁾ 十一月になつても小田原の信徒に対する圧迫は続き、教会への出席者も減少、現地の伝道師も苦境に陥っていた。⁽¹⁵⁾ 北海道では根室で七名の官吏の信徒が教会に姿をみせなくなり、石巻では石を投げられて教会のガラスが割られた。⁽¹⁷⁾

信者に対する攻撃がもつとも激しかった地域のひとつが、静岡県の菫間である。⁽¹⁸⁾ 正教会青年会の山田蔵太郎（ワシリイ山田）が本多庸一に宛てた四月二十日付の書簡によると、菫間では三月三十一日から四月一日にかけて「暴

行は実に激甚を極めて前夜は三四十名の暴漢伝教師の居室を襲ひ瓦石を乱投し戸障子を破壊し家内に闖入して婦人に対し乱暴なる侮辱を加ふる等」の事態が発生し、翌日はさらに二百人あまりが押し寄せて信徒の家々に乱暴を働き、聖像を破壊し、負傷する者も出たという。こうした事件の原因として山田は、「新聞紙の無責任なる記事」「地方僧侶の排外宗教的煽動」「小学教員の排宗教的感情の煽動」を挙げている。四月三日付で静岡県知事亀井英三郎が内務省警保局長有松英義に当てた報告によれば、被害は家屋、聖像、ニコライ画像の破壊などで、加害者三名はすでに検挙、それ以外も捜査中で、戦勝祈願の神社参詣の際に勢いに乗じてこの挙に出たものとみていた。この暴行事件では、鈴木辰平以下六名が罰金、禁固などの有罪判決を受けている。⁽¹⁹⁾

四月五日付のニコライ日記によると、静岡地域を管轄していたマトフェイ影田が萱間を訪問したところ襲撃されそうになり、信者がこれを守ったが、いきりたった約百名の人々が信徒の家を破壊する事件が発生した。⁽²⁰⁾ 七日後のニコライ日記によると、萱間で仏教徒が戦勝祈願の祈禱会を開催し、正教徒を招待したところ断つたため、「それを異教徒は、この戦争においてロシア側に味方しているのだと解釈して怒り、正教徒を打ちのめした」。⁽²¹⁾ 信徒は周囲の人々との縁を絶たれ、信徒の妻を離縁したり、信徒に対する土地の貸与を拒むといった事態も起きた。⁽²²⁾ 現地の伝道師の報告では、「貧窮ナル信徒ハ或ハ小作地ヲ取上ケラレ餓死スルノ悲境ニ陥ランカト案セラレ候上政府ノ保護アルモ村民ノ迫害ニハ誠ニ困却罷在候」という有様であった。⁽²³⁾

尾張内海教会や大阪教会、弘前教会、伊豆三島教会などは開戦によっても大きな影響は受けなかったが、渡島国有川教会や陸前石巻教会、一ノ戸教会などは、罵詈雑言や投石を受けた。⁽²⁴⁾ アンドレイ目時の出身地・秋田県荒川地方では、「正教徒を露探(ロシアのスパイ)だと言って罵倒している。アンドレイ目時神父の出身地である荒川では、異教徒たちは目時に敵意を燃やしており、目時が母親に会いに荒川に姿を見せたら殺してやると言っているという」とニコライは日記に記している。⁽²⁵⁾

言論界では、正教に対する批判的論調が支配的だったが、姉崎正治からは同情的な見解が寄せられた。⁽²⁶⁾ 姉崎は三月五日、正教への攻撃を批判しつつ、ロシア正教の体質の改善を提案する文章を発表している。すなわち、正教に対する誤解は、正教会側の「正教会の神聖とロシア正教会に対する関係とを明かにせざりし事」によって生じているとした上で、ニコライ堂の敷地がロシア公使館の附属地名義として借り上げられており、ニコライは伝道者であり且つ「ロシア国教の一教役者」で、それが「邪推」を招いているとして、附属地名義を返上して正当な所有権を得ることを提案し、また、教会の経費の一部をロシアから受け、その事務もロシア国教の規律下に行われているため、日本教会は独立すべきであると主張した。⁽²⁷⁾

ニコライは「姉崎の正教会についての論文を読み終えた」として、「かれの論文は全体にわれわれの宣教団と教会に対する偏見のない態度と好意が見てとれる」と受け止めた上で、日本の信者が経費を自ら負担して自立することは時期尚早であり、土地名義の変更も不可能であるとして、「かれが提言していることは、いまはまだなにか一つ実現できない」と嘆じているが、正教側として何も運動をしなかったわけではない。四月五日、『正教新報』主筆の石川喜三郎は、公使館附属地の件に関して意見を開陳したいとして外務省に面会を申し入れ、公使館附属地の名義を廃し、敷地内の建造物をニコライ名で登記したい旨の覚書を提出し、その理由として、ニコライ堂が附属地であることは「将来必ず教会内ニ異論ヲ生ズルノ虞」があること、将来的には「教会ノ独立ヲ期スルモノ」であることなどを挙げている。⁽²⁹⁾

実際、日露関係が悪化すると日本に対する伝道資金が減少するようになり、一時は資金がストップし、ニコライが独立基本金と称する献金募集の運動を行うなど、経済的にも自立を求められていた。⁽³⁰⁾ また、明治五年に交付された「露西亜公使館附属地所証書」は公使館所属の者以外は居留を許さないと規定していたため、ニコライ堂の正教会員すなわち公使館員であり、駐日公使に退去を求めた政府がその正教会員の在留を認めるのは国際慣例

上も疑問とされるものだった。正教に対する攻撃の激化は正教会にロシア国家からの決別と自立を余儀なくさせており、正教側としては、経済的にも外交的にも政治的にも、公使館附属地の名称撤廃が必要となっていたのである。⁽³¹⁾

それは正教に対する疑義を解消する一方策に違いなかったが、当時の正教会は、より直接的にロシア本国との関係をあきらかにすること、戦争に対する姿勢を鮮明にすることを迫られていた。開戦前後から、正教会はその対応を示していくこととなる。

二 攻撃に対する正教側の対応

日露開戦直前の二月一日、『正教新報』は「戦争と宗教」と題する論説を掲げ、「永遠の平和の時代来るまでは天の摂理は獅子狼の爪牙を奪はざるべし。『刀を鋏となす』の時代来るまでは国家は武力を以て存立を保たざる可からず」と論じて、国家による武力行使を肯定した。⁽³²⁾

二月十日に開戦詔書が渙発されると、正教本会事務所は二月二十三日付をもってただちに『日本正教信徒の宣言 日露の戦争と日本正教徒―日本正教会と露国聖務院の関係』と題する冊子を刊行した。この冊子は、正教に対する攻撃に対して「我は断じて露国皇帝の臣民に非ずといふ一言の答を以て足れり、我は断じて露探に非ず我が日本帝国の忠良なる臣民なり汝の言ふ所は悉く讒謗なり無実なりと答ふるを以て足れり……露探若くは売国奴とは当世流行の文句なれども現に我が教会の役者は勿論信徒中にも、未だ実際一人も之あらざるなり」と述べ、あくまで「忠良」な帝国臣民であることを強調して「露探」疑惑を否定している。⁽³³⁾

さらに、日露開戦の際に日本正教会信徒が「生国のため正義の為に露国を敵として義勇奉公の本分を完うす

べきは論ずるまでもなき事」だと述べ、正教会は日本国内にロシアの勢力を拡大するために存在するものだとする見方に対しても、「否、宗教は国家に隷属せるものに非ず、日本正教会は決して露国政府よりして一言たりとも左右せられつ、あるものに非ず」と否定し、正教会がロシア聖務会院の管下であり、外国から費用を仰ぎ、外国人の主教を戴いているとしても、それをもってロシア政府の命を奉じるものではなく、「宗教と国家は其間何等の関係もあらず」と強調した。⁽³⁴⁾

すでに正教本会事務所では、明治三十一年に初版を発行した『ハリストス教に対する疑惑の弁明』において、日本国家への忠誠とキリスト教の信仰とが矛盾しないものであることを力説していた。すなわち、「耶蘇教では、国家を心中に置きますか」との「疑」に対し、「心中に置く所ではありません。若も国家に不忠の者が有たならば、其は真の信者ではありません」と回答し、西洋諸国と日本とは国体が異なるためキリスト教を信じるのはどうかとの「疑」に対しても、「基督教は一言も政体だの国体だのが、如何で無れはならぬなど、指揮は致しません。只其国に在来の美事を 保維（まも）て行ます、即ち我国は帝位の万世一系と云ふことが、無比の秀美であるから、特に此事を祈禱文に加へて、寶祚（たから）の無窮を祈て居ます」と答え、「何処に日本の国体と基督教が違ひますか」と反論している。⁽³⁵⁾ かかる「忠良」な帝国臣民としての姿勢が、戦時下において一層強調されることとなったわけである。

日露開戦によってニコライに対する批判が強まると、「氏が宣教以外に怪腕を揮ひ、我帝国に禍を与ふるもの、如く誤解するものある」として、「主教ニコライ氏の熱誠と、其の高徳を敬慕する」中川愛水は、明治三十七年九月、『偉僧ニコライ』と題する書物を刊行し、ニコライの生涯を伝記的に叙述した上で、「ニコライは日本帝国と日本の国体に対しては特別の見解と尊敬の意とを有せり」と述べ、戦時下でニコライは日夜平和の回復を祈っているとして、後述の教書を引用しながら、その態度を弁護した。⁽³⁶⁾

ニコライ自身も日本に留まることを決意したときの訓示において、「あなたがたは、日本の勝利を祈りなされ、

而して戦ひが勝たならば感謝の祈禱を献じなされ。是れあなたがたが日本国民として必ず務むべき祈禱です、日本の信者として必ず務むべき忠義です」と語り、二月十一日付で発した教書では、次のように述べている。

「兄弟姉妹よ此時態に当たりて忠義の本分が爾等に要求する一切の事を行ふべし神に祈りて爾等の皇軍に勝利を賜はんことを求めよ己に賜りたる戦捷の為に感謝せよ軍資の為には心を竭して奉獻せよ戦陣に臨む者は死を決して戦へ此れ敵を悪むに非ず乃同胞の者を愛するに由りてなり」³⁸

正教会の具体的活動をみても、たとえば開戦前日の二月七日には教役者会議において、パウエル中井が「正教会の信者の愛国心がだれの目にもあきらかに見えるように」するため、戦争の為に信者が寄付を行うこと、戦場の通訳を募集・推薦することを提案した。ニコライは寄付については賛成したが、通訳については、むしろスパイを送り込もうとしていると疑われるとして反対した。³⁹二月十四日には寄付金募集を担当する委員会が設置され、病院に派遣して傷痍軍人の手紙を代筆する婦人会を組織することにもなっている。⁴⁰

開戦後、ロシア軍の捕虜が国内に送られて全国各地に収容されると、政府は軍紀・風紀に反しない限りで捕虜の信教の自由を認めたため、五月には俘虜信仰慰安会が設置され、六月以降、正教会は司祭を各地の俘虜収容所に派遣し、慰問事業を行っていくが、これも国家に貢献することで教会に対する疑惑を晴らそうとする試みであったと指摘されている。また正教側は、政府の捕虜待遇を賞賛し、ハーグ条約を遵守することで文明国として認知されていると訴えることで、欧米列強なみの文明国であることを示したいという政府側の意図を実現しようとしたともいわれる。⁴¹慰問事業と軍側の対応については後述するが、正教側の積極姿勢にかかる死活的問題が存していたことは注意されなければならない。

三 ロシア正教問題に対する政府の対応

日本政府は開戦前から、ロシア正教の保護に積極的であった。開戦直前の明治三十七年一月二十九日のニコライ日記には、「教団を護ってくれる警察に礼を言いたい。警察が来てくれなかつたら、日本の過激な愛国主義者たちはどうのむかしにさんざんひどいことをしていたらう」と記されている⁽⁴²⁾。ニコライ周辺の警備体制は固く、開戦当時には「三人の警官が夜間も厳重に教団の警護にあたる」ことになっており、襲撃があつた場合はただちに最寄りの警察署に加勢を呼びかけるよう連絡を受けていた⁽⁴³⁾。ニコライが外出する際には護衛警官が一步も離れずに付き添い、二月十一日からは憲兵も常駐することになっている⁽⁴⁴⁾。一時は宣教団の敷地内とその近辺に一箇中隊を越す兵隊が配備され、これにより、戦時下で正教会の無事は守られることになる⁽⁴⁵⁾。

開戦当日の二月八日、正教会の信徒総代として司祭飯野成章、『正教新報』発行元の愛々社長堀江復、山田蔵太郎の三名が内務省に出頭し、ニコライおよび建築物や祈禱・礼拝の保護を請願したところ、「内務省の首脳は、あなた方の教会とその建物はこれまでどおり警護する、礼拝は自由に行つてよろしい、と保証した……わたし、ニコライ主教に対する警護も約束してくれた」という⁽⁴⁷⁾。こうした日本政府側の姿勢に対し、ニコライは二月十三日の日記に、「とにかく、日本政府はわれわれの宣教団の警護のために可能な限りのことをやってくれている」と記した⁽⁴⁸⁾。三月十五日にはニコライ堂を管轄する神田警察署の署長が訪ねてきて、「困つたことはなんでもおっしゃっていただきたい。なんでもそのとおりにします。政府としては、戦争中、あなたをお守りし、あらゆる点でご不自由なことはないようにするのが義務であると考えているのですから」と申し出ている⁽⁴⁹⁾。

かかる保護方針の背景には、「文明国」としての体裁を整えたいという意図と、日露戦争に「宗教戦争」の色彩を帯びさせたくないという思惑とが、存していた。

この戦争に際し、ロシアは「黄禍論」を利用して、「白人対黄色人」、「キリスト教徒対異教徒」という構図を喧伝し、欧州に新十字軍の結成を呼びかけていた。日本政府としては、宗教戦争の様相を避けるべく、国内の宗教界に協力を呼びかけ、宗教界もこれに呼応していくことになる。さらに日本政府は、「専制国家ロシア対文明国家日本」との図式をもって対抗し、国際法を遵守する姿勢を示しつつ、国内のロシア人の保護に乗り出していた。宣戦詔書が出された二月十日には内相が各府県にロシア人の保護を命じ、文相も学校生徒がロシア人を嘲罵しないよう教育上の注意を促している⁽⁵⁾。

二月十九日には神仏各宗管長に対して内務省訓令第三号が発せられ、国交は断絶してもロシア臣民に対しては敵意を持つべきでなく、「殊に宗教に対しては、其教派如何を問はず、平等一視、更に平素に渝ることあるなし」と宗教間の衝突を避けるよう命じられた⁽⁵⁾。とりわけロシア正教については、すでにみたように迫害問題が頻発しており、政府はその保護方針を明示することとなる。次の文部省普通学務局長・内務省宗教局長・内務省警保局長連名の通牒（四月一日付）が、これである。

秘甲六一号

露西亜帝国ニ対シ戦ヲ交エルニ至リタルモ決シテ其臣民ヲ敵視スルノ限ニアラサルコトハ既ニ訓令相成候次第モ有之候殊ニ帝国臣民ニシテ偶ハリスト教ヲ信スル者ノ如キ社会ノ排斥ヲ受クルノ理由毫モ存セサルコトハ論ヲ待タサル所ナルニ近來新聞紙又ハ其他ノ言動ニ依リハリスト正教会ヲ罵詈シ又ハ信徒ニ対シ嘲罵ヲ試ミ暴行ヲ加ヘ又ハ其墓碑ヲ破壊スル者有之又甚シキニ至テハ交際ヲ謝絶シ若ハ取引ヲ中止スル等脅迫的の行為ニ依リ信仰ノ自由ヲ妨害スル者有之哉ニ相聞候処右ハ彼我ノ信教者ヲシテ互ニ敵意ヲ含マシメ相疾視シテ遂ニ社交上ノ秩序ヲ毀傷セシムルノ動機ニ相成ヲ申甚々憂慮ニ堪ヘサルノミナラス殊ニ或地方ニ於テ実例アリシカ如ク露國ハ政教一致ノ国ナルヲ以テ国交断絶ノ今日我臣民ニシ

テ「ハリスト」教ヲ信仰スルハ不都合ナリト非難スル者アルニ至リテハ自然世間ヲシテ今回ノ交戦ハ彼我宗教上ノ争ニ起因スル歟ノ觀念ヲ惹起サシメ施テ外交上ノ不利益ヲ及ホスノ虞ナキニアラスト存被候間此等ノ不心得ノ行動ヲ為ス者無之様勉メテ御取締相成度尚学校ニ於テモ生徒教導上右様ノ心得違無之様精々御注意相成度依命此段及通牒候也⁵²

冒頭の「訓令」が、内務省訓令第三号を指すことはいうまでもない。この通牒は、ロシア正教徒に対する「罵詈」「嘲罵」「暴行」「破壊」といった行為を「信仰ノ自由ヲ妨害スル」ものとして懸念し、これらは相互の敵意を生んで社会の秩序を乱す上に、今回の戦争が「彼我宗教上ノ争ニ起因スル歟ノ觀念」を生じて「外交上ノ不利益」を産む恐れがあるとして、かかる「不心得ノ行動」に及ばないよう求めていた。政府が、いかに宗教戦争の構図を避けようとしていたかが理解されよう。ロシアが喧伝するような「キリスト教対非キリスト教」の宗教戦争の様相を呈した場合、日本は欧米諸国の支持を失うことになりかねず、このため宗教を保護し、社会主義者の反戦運動などもある程度許容することで「文明国」としての体裁を整え、彼らの支持を獲得しようとしたのである。それは、日英同盟を背景とし、米国を中心とした海外キリスト教諸国での外債の募集が戦争遂行上不可欠であるという事情からも、必要な措置であった⁵³。

桂太郎首相自身、宗教紛争の回避と正教保護の方針を明確にしていた。桂はその自伝において、「此戦を開くや予は小村外相に予の決心を示せり」として、「我輩は戦は陸海軍に一任して、外交上の利不利並に戦費の調達、国内警察及び人心の統一には注意周到なるを要す。殊に予が注意を成したるは内外宗教上の関係を円滑ならしむること」であったと述べている⁵⁴。実際、右の通牒の一週間後、桂は青山学院長の本多庸一に対し、内務省訓令第三号をプロテスタント各派に周知徹底してほしいと求め、本多はこれに協力して桂の意向を各派本部に通知することとなった。さらに桂はアメリカ人宣教師インブリーと面談し、黄禍論は日本に適用せず、日本は信教の自由

を憲法上保障していることを説明して、宗教戦争論への反論を試みている。インブリーはアメリカに帰国後、桂の意向を雑誌などに掲載して米国内に伝えるよう努力していくことになる。⁽⁵⁵⁾

さらに桂は、ロシア正教側に対して保護の方針を明示していた。ニコライ日記によると、五月八日に萱間の中でワシリイ山田が桂を訪問したところ、桂は次のように語ったという。「自分は事態をきわめて遺憾に思っている。自分としては異教徒たちを鎮めるためにあらゆる手を打つてであろう。自分と政府全体は、この戦争に宗教および民族などにかかわる複雑な問題がからんでくることを懸念している」。⁽⁵⁶⁾ 桂の発言を書きとめた山田は、これを印刷して教会の伝教者に配布しようと考え、桂自身に内容を確認してもらい、印刷の承認を得た。⁽⁵⁷⁾

宗教界でも、宗教戦争の色彩を払拭したいという動きがあらわれはじめた。ニコライ日記の四月二十四日条によると、日露戦争が異教とキリスト教の戦いだと報じる外国新聞があり、そうになると「宗教戦争の意味合いを帯びることになるが、そういう見方は排したいという気持ちだが、仏教の坊主とプロテスタントの信徒の間に出てきて、集会を開いて演説をやって、宗教戦争ではないと宣言しようという計画が生まれた」という。⁽⁵⁸⁾

こうした宗教側と政府側の意向を受けて、五月十六日、芝公園で宗教家大会が開催された。本多庸一、井深梶之助、小崎弘道等が発起人となり、神道、仏教、ロシア正教やプロテスタントといったキリスト教など総勢千五百名が参加したこの大会⁽⁵⁹⁾では、その趣意書において、「外にしては此機に乗じて人種黄白の別を唱へ我国をして列国同情の圏外に立たしめんとする者或は又宗教の異同を口実とし欧米の十字軍的思想を伝播する者あり之を内にしては排外思想の為又は教派的私情の為に同様の言動を表はして敵愾の心を偏局に走らしめんとする者あり」と述べ、国外において日露戦争に人種的・宗教的対立を持ち込もうとする動きや、国内で排外思想や教派的感情による敵愾心を高揚させる動きがあることを警戒した上で、宗教家として人心を「安立」「奉公」に導いて「人道」のために尽くすべきであると強調し、敵愾心や教派对立を排除して一致して平和を目指すことを宣言している。⁽⁶⁰⁾

大会では、次の宣言が満場一致で採択されている。

日露の交戦は、日本帝国の安全と、東洋永遠の平和とを図り、世界の文明、正義人道の為に起れるものにして、毫も宗教の別、人種の違いに關する所なし。故に吾儕宗教家は、宗派人種の異同を問はず、此に相会し、各自公正の信念に翹へ、相互に奮て此交戦の真相を宇内に表明し、以て速に光榮ある平和の克復を見んことを望む。右決議し、之を中外に宣言す。⁽⁶¹⁾

桂と面談したインブリーも演説に立ち、幾多の人種、宗教の代表者を集めたこの大会こそ「今回の戦争か人種と宗教とに無関係なる、活ける証拠なるに非ずや」と述べて、大会の意義を強調し、さらに桂との面談に言及して、「伯は総理大臣として、戦争か全く帝国の安全と、東洋の平和の為なることを、断言せられたり」と述べた。⁽⁶²⁾ 政府は日露戦争が宗教戦争でないことを強調し、宗教側もまた、その方針に同調・協力したわけである。ロシア正教側でも、前掲の四月二十日付本多庸一宛書簡において山田は、国民の「無用ノ猜疑」によつて攻撃を受けるなか、今回の催しに正教も参加できれば「便宜」が図られると述べ、これに期待を込めていた。⁽⁶³⁾ 実際、ロシア正教の有志総代として参加した瀬沼恪三郎は、「教派の墻壁を徹して各宗教家を一同に会せらる」この会合に際し、「我等席末に列する榮を得て感激の至に堪えず」と述べている。⁽⁶⁴⁾

四 「露探」問題と政府・軍の対応

政府としては正教保護の方針を固め、これを実践したものの、「露探」の嫌疑は放置されず、実際に函館では

嫌疑者の追放措置が取られ、容疑者が逮捕される事件も発生した。

開戦から四日後の二月十二日のニコライ日記には、次のようにある。「函館のわれわれの教役者たち、すなわち神父アンドレイ目時、伝教者イサイヤ村木、伝教者フェオドル豊田、そして高齡の掃除夫ニキタまでが、いやどうやら、教会所属の建物に住む者すべてが、ロシアのスパイ「露探」だとされて住まいから追い出された。二十四時間以内に出て行くようにという命令が下った。どこへ？ それがわからないのだ⁽⁶⁵⁾」。目時が管轄する函館教会は明治三十五年段階で信者総数九百四十九名を数えていたが、目時からの報告では、「函館は不安動揺がひどく、すっかり怯えた何人かの信者たちは教会を捨てた、『脱セシタ』という。教会に集まることも中止になった」という⁽⁶⁷⁾。

上京した豊田によると、警察と憲兵が突如現れて二十四時間以内に函館を退去するようにとの軍の命令を伝えたとのことだが⁽⁶⁸⁾、実際には、函館が要塞地帯法に基づく特別保護地域と指定されたため、「露探」嫌疑者が要塞地帯外への退去を命じられたものであり、豊田も警察の監視下に置かれていた⁽⁶⁹⁾。

このほか、先述の通り明治三十六年十一月には岡田熊太郎が逮捕され、明治三十七年一月には高橋門三九が逮捕されている⁽⁷⁰⁾。ニコライ日記の二月二十二日条には、高橋が横浜、呉、佐世保の知人から海運関係の秘密事項を聞きだそうとした手紙が法廷に提出されたこと、その知人は高橋をスパイとみて捕らえる目的で接近したおとりであったこと、その知人から提供された情報を高橋がロシア海軍の情報官に提供していたことなどが記され、当初は高橋を無実だと考えていたニコライも「まったくそうだとは言えないようだ」と書いている⁽⁷¹⁾。裁判での判決文によると、高橋はロシア公使館付海軍事務官のために横須賀軍港の製図手長に港の図面や軍艦の装備などの情報を寄せるよう依頼し、さらに舞鶴軍港でも同様の企てを試みたが、いずれも十分に目的を果たせずに逮捕、軍機保護法違反として軽懲役八年の刑を受けるにいたっている⁽⁷²⁾。前掲の『日露戦争とニコライ教会』によると、い

わゆる「露探」として処分を受けたのは、函館における要塞地帯法による退去者のほか、岡田熊太郎、高橋門三九、そして高橋廉一の三名であった。高橋廉一はロシアに機密を提供することで巨額の報酬を得られるといった巷説を耳にし、ロシア公使館一等書記官に日本政府の機密を漏らして報酬を得ようと接触を試みて逮捕され、東京地裁において詐欺取財未遂罪で有罪判決を受けた人物である。⁽⁷³⁾

軍がこうした事件を軽視しなかったことは、いうまでもない。すでに述べたように、正教会の保護のため軍隊が派遣され、また明治三十七年五月には俘虜信仰慰安会が設置されて、軍も後述のように捕虜管理上の有益性や外交上の配慮からその活動を認めていくが、正教側の活動については注意深く監視していた。これらの動向について、具体的にみておきたい。

慰安会から俘虜收容所に派遣された司祭の活動は、祈禱や聖体礼儀、埋葬、説教、見舞や重傷者への通悔などで、見舞の際にはニコライの写真や慰問状、十字架や聖像画を分配した。司祭は收容所での事業や捕虜の日常生活について軍に報告し、捕虜とロシア語で接してロシアの習慣、行事を開催するなど、捕虜の管理に資するところがあったといわれており、松山收容所では訪問した司祭鈴木九八のロシア語での挨拶に、感極まって涙を流す者もいたという。⁽⁷⁴⁾ 実際、明治三十八年二月に大阪俘虜收容所に祭壇を新築する旨、留守第四師団経理部長が寺内正毅陸相宛に申請し、決済を得ているが、その申請書には「礼拝式並祈禱等ヲ執行セシムルハ大ニ彼ノ精神及行動ヲ謹厳ナラシメ取締上最モ有益ト認メ」られるとあった。⁽⁷⁵⁾

また、同年九月二十五日から一カ月間、ニコライが全国二十八箇所の俘虜收容所を訪問する旨、フランス公使から外相宛に出願があり、一旦は形勢が穏やかでないとして内務省・外務省協議の上見合わせとなったが、十月五日、「最早民情ニ鬱々タル所皆無トナリタルヲ以テ」巡廻の可否が再検討されて許可され、十月十九日にニコライに外相から許可が出た旨の連絡があった。⁽⁷⁶⁾ 一旦見合わせられたのは、九月五日に発生した日比谷焼討事件で

ニコライ堂が襲撃を受けそうになったためだと思われる。ニコライ日記によると、この日は、「民衆の怒号がしだいに近づいてきた。多くの兵士が下の門に走っていった。ついに群集は怒号や金切り声を立てて、門前で止まり、門に突進し始めた。内と外から門を警護していた近衛兵が、門を護りながら群衆を説得した」という緊迫した状況で、宣教団は何とか難を逃れていた。⁽⁷⁷⁾

ニコライ自身は、俸給支払手続きが累積しているため十月末まで宣教団を離れることができないと日記に記しているが、陸軍側は受け入れに前向きな態度をとっており、陸軍大臣副官が各収容所所在地の衛戍司令官宛に「本人出頭ノ節ハ可然取計相成様」指示し、さらに「『ニコライ』ハ正教信者ノ頗ル尊敬アル人物ノ由ニ付為念申添候」と付け加え、対応に留意するよう求めている。⁽⁷⁹⁾ こうした姿勢には、「文明化」を志向する姿勢や、外交上の配慮がうかがえよう。すでにみたように、捕虜慰問の際にニコライの写真や慰問状が配られるなど、正教側の協力は捕虜の管理に資するところがあったし、ニコライを保護・優遇することは、日本が宗教を寛大に扱う「文明国」であるとのアピールにつながるものであった。⁽⁸⁰⁾ 外務省は陸軍側と調整の上、ニコライの訪問については「其筋ニ於テ昨今少シク不便宜ノ事情有之候趣ニ付遠カラス適当ノ日ヲ定メ許可相成様可取計トノコトニ有之」とフランス公使館宛に回答している。⁽⁸¹⁾ 「昨今少シク不便宜ノ事情」とは、日比谷焼討事件の際の騒動を指すと考えられるが、こうした事情を踏まえてもなお、外交上の配慮などからニコライの訪問は慎重に実現すべき事柄であった。もともと、陸軍側は正教の宗教活動に警戒を怠ってはいない。陸軍参謀本部は開戦前の段階からロシア正教徒の動向を洗っていたが、参謀本部から内務省への通報によると、伝道師の河野周蔵が各地を往来して軍事に関する情報をロシア側に密報しており、この密報はニコライ宛てに発送され、河野は明治三十六年七月に上京して牧師の会議にも出席していたという。⁽⁸²⁾ 陸軍は宗教慰安活動にも監視の手を緩めてはおらず、明治三十七年五月三十一日付で陸軍大臣に請願していた捕虜慰安事業が許可された際にも、収容所の出入り日時等に関しては「収容所

所轄衛戍司令官ノ指揮ヲ受クベキコト」と、「俘虜收容所取締ニ関シ当該所轄衛戍司令官ノ定メタル規定ハ堅ク遵守スベキコト」が命じられていた。⁽⁸³⁾ 具体的な実施過程においても、明治三十八年三月、俘虜信仰慰安会から小野帰一と千葉正朔を濱寺、佐倉、高崎、習志野の各俘虜收容所に派遣し、礼拝を執行したい旨の申請が山田蔵太郎名で陸相宛に提出され、許可を受けているが、これには「宗教上ニ関スル事項ノ外ハ決シテ談話スベカラサルコト」が条件として課され、これにそむく場合は出入り禁止となることが示されていた。⁽⁸⁴⁾ 翌月には、笹川定吉、片倉源十郎、加納一蔵を仙台俘虜收容所へ、目時金吾を小倉・山口俘虜收容所へ、河野周造と高橋長七を熊本・久留米俘虜收容所へ、三井道郎と広田欣次郎を伏見・大津・敦賀・鯖江・金沢俘虜收容所へ、そして三井道郎と内田政之助を豊橋俘虜收容所へ、それぞれ派遣したい旨山田から陸相に申請があり、その許可にあたっては「所長ノ指示シタル規則ヲ堅ク遵守スベキ」旨が指示された。⁽⁸⁵⁾ 山田からは同様の申請が続々と提出され、陸軍側も同様の対応をとっている。⁽⁸⁶⁾

こうした規則の遵守は徹底されており、明治三十八年四月には大阪において礼拝・祈禱を行っていた司祭沢辺悌太郎が捕虜からニコライ教会宛の信書を託され懐中にしていたところを憲兵に見つかり没収され、收容所への出入禁止処分を受けている。⁽⁸⁷⁾ 同年八月には、小倉で礼拝にあたっていた司祭山県金五郎が「俘虜ト会食又ハ有害ノ談話ヲ為」したとして、やはり出入禁止となった。⁽⁸⁸⁾

こうした状況があったためであろう、明治三十八年五月十二日、陸軍大臣副官名で各俘虜收容所長に宛てて「俘虜ノ宗教心ヲ満足セシムル目的ヲ以テ貴收容所ニ出入シ教務ヲ施行シツ、アル内外国宣教師僧侶等ノ国籍姓名及本人ノ性行等ヲ至急取調」るよう命じられている。各地では綿密な調査が実施され、実際にあがってきた報告をみると、たとえば「目時金吾ハ……其行動ハ警察ノ夙ニ注意シテ怠ラザル所ナルガ未ダ明ニ摘発スベキ点ヲ発見セズ」（小倉俘虜收容所）、「フランス国人文士ウルリクオダン……時々在神戸仏国領事等ト往復シ其挙動怪ム可

キ廉アルモ未ダ何等ノ証跡モ発見セズ目下警察部ニ於テモ注意ヲ厳密ニシツ、アル」(伏見俘虜收容所)、「河野周造及高井万亀雄ニ就テハ憲兵及巡查ヲシテ厳ニ警戒セシメ且一語ト雖モ俘虜ヘ直接語ヲ交ヘザラシメ単ニ祭ノミヲ執行セシメツ、アリ」(久留米俘虜收容所)などと、憲兵や警察を動員した本格的な監視が実施されていたことがわかる。大方は行動に問題なしとされたが、中には高崎俘虜收容所で活動していた高久義雄のように「稍々横着ニシテ行正シカラズ動モスレバ俘虜ト密談セシトスルガ如キ不穩ノ挙動アリ」とされるような人物もあった。⁽⁴⁹⁾ 軍がいかに彼らを警戒していたかが理解されよう。「露探」を排除するのは、戦時下の軍にとって当然の措置であった。

おわりに

すでにみたように、日本政府は開戦当初からロシア正教保護の方針を採り、ニコライ堂は嚴重な警備の下におかれたが、そこには、日露戦争に「宗教戦争」の側面を持たせたくないという思惑と、「文明化」への意欲とが反映されていた。ロシアが欧州各国に「キリスト教対異教徒」の構図を喧伝する中、国内でキリスト教徒が迫害を受ける状況を現出することは、日本にとって何としても避けねばならない事態であったし、「文明化」の実現は、「文明対専制」といった構図を作り出し、戦争を支える外債募集を促進する上でも必要な措置であった。

「宗教戦争」を避けたい政府にとって、ニコライが日本に残留したこと自体、歓迎すべきものであったにちがいない。「宗教」指導者ニコライが「戦争」によって退去すれば、この戦争は自然、宗教的色彩を帯びることになり、逆にニコライが退去しなければ、戦争と宗教とを切り離すことができる。このことは警察当局も十分に認知しており、宗教と戦争とを分離すべく、ニコライの退去に反対した。当時の内務省警保局長有松英義について、

松井茂は次のように回想している。

「戦争が始まりますとニコライの在留に対しても非常な反対があつたのでありますが、宗教と戦争との関係は別問題である云ふ強い主張の下に、断としてニコライの退去といふことに反対されましたので、ニコライは非常に君の徳を多としておつたやうな事情もあつたのであります」⁽⁹⁾

プロテスタント宣教師オティス・キャリーは明治四十二年に刊行した著書のなかで、ニコライが日本滞留を決意したことについて次のように記している。

「このニコライ主教の決断は、日本人と外国人在留者双方から広く賞賛された。これは、キリスト教との衝突とみなされる戦争を行うことは不本意であるという意志を西洋世界に示す機会をあたえたため、疑いなく、政府にとつても意にかなうものであつた」⁽¹⁰⁾

ニコライが日本に滞留したことで、日本はキリスト教国家との戦争を望まないというメッセージを発信することもできたわけである。ニコライの日本滞留は信徒と政府、双方の期待するところであつた。

軍もまた、正教会の保護に部隊を派遣し、また外交上の配慮や捕虜管理上の有益性から、ロシア正教による捕虜慰問活動を承認したが、司祭らの行動は憲兵と警察の監視下に置かれ、宗教活動を踏み越えた場合には、出入禁止の措置が取られた。「露探」の警戒は軍当局として当然の措置であつたろうし、函館の嫌疑者追放もその一環であり、「露探」嫌疑者の情報や容疑者の逮捕は、軍側の警戒感を強めたにちがいない。保護は至上命題であ

つたが、警戒もまた、怠るべきものではなかった。

一方、戦時下に置かれたロシア正教会はロシア政府との結びつきを否定し、あくまで「忠良」な日本帝国臣民として国家に奉公することを強調して、政府の志向する「文明化」に貢献する姿勢を見せた。三井道郎は次のように述懐している。「わが国の正教信徒は、ある一部の蒙昧者の言うがごとく不忠不良の非国民ではなく、実に生命を君国のためにささげ一死もって君恩に報いんとし、否報いた忠勇義烈の良民であることを実行の上で証明した。これ実にその血をもって、正教が天下の公道であることを立証したのである」⁽⁹²⁾。ニコライもまた三月十一日付の公書において、戦時下で日本の正教徒は皇軍の勝利を祈り、信徒の兵隊を戦地に送って国家のために戦うことを確信し、神学校は軍隊のため日露軍用会話本を編纂して軍に献納するなど、「正教が国家に於ける忠誠の情を妨げざるは炳焉として日星よりも明なるにあらずや」と述べた。⁽⁹³⁾「宗教戦争」の回避と「文明化」を志向する政府は正教を守り、正教もまた、日本国家を積極的に支えたのである。

(1) アレクセイ・ポタポフ『明治期日本の文化における東方正教会の位置および影響』（日本ハリストス正教会教団、平成十六年）一一二頁。

(2) 中島耕三「日露戦争時の宗教問題と宣教師―桂首相と宣教師W・インブリーの関係を中心にして」(『歴史(東北史学会)』第百六号、平成十八年四月) 一一二頁。

(3) 安村仁志「日露戦争時の正教会と日本―宣教師ニコライの『日記』を中心に」東アジア近代史学会編『日露戦争と東アジア世界』(ゆまに書房、平成二十年) 四四四―四五三頁、安村仁志「日露戦争期の復活大祭をめぐり宣教師ニコライが直面した問題について―『ニコライ日記』から一九〇五年の復活大祭を再現―」(『中京大学図書館学紀要』第二十七号、平成十八年五月) 八―一〇頁、高橋昌郎『明治のキリスト教』(吉川弘文館、平成十五年) 一八二―一八三頁、中村健之介『宣教師ニコライと明

- 治日本」(岩波新書、平成八年)一七四―一八〇頁、中村健之介「日露戦争時のニコライの日記」平川祐弘編『異文化を生きた人々』(中央公論社、平成五年)二五〇―二五四頁、中村健之介「解説『宣教師ニコライの全日記』」中村健之介監修『宣教師ニコライの全日記』第一卷(教文館、平成十九年)三七―三八頁、中村健之介「解説」中村健之介他編『宣教師ニコライの日記』(北海道大学図書刊行会、平成六年)㉮頁、長縄光男『ニコライ堂異聞』(成文社、平成十九年)二九六―三〇三頁、長縄光男『ニコライ堂の人々』(現代企画室、平成元年)一六二―一七二頁、波多野和夫「日露の開戦と日本ハリストス正教会」桜井徳太郎編『日本宗教の複合的構造』(弘文堂、昭和五十三年)三三五―三五六頁、波多野和夫「ニコライと明治文化(下)」(『文学』第四十七号、昭和五十四年十一月)六一―六八頁、牛丸康夫「日本正教史」(日本ハリストス正教会教団府主教庁、昭和五十三年)八五―九一頁、牛丸康夫『明治文化とニコライ』(教文館、昭和四十四年)一〇〇―一〇九頁、高橋保行『聖ニコライ大主教』(日本基督教団出版局、平成十二年)一五三―一六九頁、ドミトリー・マトヴェーヴィチ・ポズニエーエフ、中村健之介(編訳)『明治日本とニコライ大主教』(講談社、もんじゅ選書、昭和六十一年)一四〇―一八七頁、など。なお、ロシア側で戦争の大義として正教がどう捉えられていたかについては、仁井田崇「日露戦争とロシア正教イデオロギー―戦争の思想的淵源―」軍事史学会編『日露戦争(一)―国際的文脈―』(錦正社、平成十六年)、参照。
- (4) 拙稿「日露戦争下のロシア正教問題と国際情勢」(『武蔵野学院大学日本総合研究所紀要』第五号、平成二十年三月)。
- (5) 前掲「日露戦争時の宗教問題と宣教師」。
- (6) 松縄善三郎「日露戦争前後の日本ハリストス正教会をめぐる外交的な政治の側面」(『研究紀要(北海道私学教育研究協会)』第三十九号、昭和五十一年九月)。
- (7) 広野好彦「日露戦争下のニコライ主教」(『大阪学院大学通信』第三十二卷六号、平成十三年九月)三一―三二頁、中村健之介「宣教師ニコライと日露戦争」(『歴史読本』第四十九巻四号、平成十六年四月)一五六頁。ローゼン公使は内務省とニコライの安全に関して交渉してから、フランス公使がニコライに配慮するという形で、残留許可を出した(前掲「日露戦争下のニコライ主教」、三二頁)。
- (8) 前掲「日露の開戦と日本ハリストス正教会」、三三六―三三七頁。
- (9) 前掲「ニコライ堂異聞」、二九六―二九七頁。

- (10) 梅原喜太郎「日露戦争とニコライ教会」(鴻盟社、明治三十七年)一四五一―一四七頁。
- (11) 前掲「日露戦争とニコライ教会」七―八頁。岡田事件を契機としたニコライ攻撃に対して、『正教新報』は加島斌「所謂「露探事件」」に関して劣等なる悪徳新聞に与ふ(第五百五十二号、明治三十六年十二月一日)、石川喜三郎「岡田某の露探詐欺事件」(同前)などを掲載して反駁した。
- (12) 中村健之介監修『宣教師ニコライの全日記』第八卷(教文館、平成十九年)八頁。
- (13) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、四三頁。
- (14) 「小田原教会近況」(『正教新報』第五百六十一号、明治三十七年四月十五日)二二頁。
- (15) 「相州小田原教会近状」(『正教新報』第五百七十四号、明治三十七年十一月一日)二〇―二二頁。
- (16) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、四六頁。
- (17) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、五九頁。
- (18) 明治三十五年時点での信者総数は三十三名(石川喜三郎編『大日本正教会公会議事録』日本ハリストス正教会編輯局、明治三十五年、四九頁)。
- (19) 「ニコライ教会関係雑纂」(外務省外交資料館蔵)、前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、一三頁。
- (20) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、五〇―五一頁。
- (21) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、五五頁。
- (22) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、六五頁。
- (23) 前掲「ニコライ教会関係雑纂」。
- (24) 前掲「日露の開戦と日本ハリストス正教会」、三四九―三五〇頁。
- (25) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、六二頁。
- (26) 前掲「日露戦争時のニコライの日記」、二六五頁。
- (27) 「日露戦争と希臘正教会」(『時代思潮』第二号、明治三十七年三月五日)四―八頁。この論説は未署名だが、のちに姉崎正治著『国運と信仰』(弘道館、明治三十九年)に収録されており、姉崎の筆であったことがわかる。姉崎は『時代思潮』主筆で

あり、本文の通り、ニコライもこれは姉崎の筆によるものと理解していた。

- (28) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、三二―三三頁。
- (29) 前掲「ニコライ教会関係雑纂」。
- (30) 前掲『日本正教史』、八五頁。
- (31) 前掲「日露戦争前後の日本ハリストス正教会をめぐる外交的な政治の側面」、二二六―二二八頁。公使館附属地名義撤廃問題は日露戦争終結後に進展が見られ、公使館附属地名義を撤廃して官有地をニコライに貸し下げることとなり、明治四十年十一月、東京府とニコライとの間で借用契約書が調印された（同前、二二八―二二九頁）。
- (32) 「戦争と宗教」（『正教新報』第五百五十六号、明治三十七年二月一日）三頁。
- (33) 水島行揚編『日本正教信徒の宣言 日露の戦争と日本正教徒―日本正教会と露国聖務院の關係』（正教本会事務所、明治三十七年）二―四頁。
- (34) 前掲『日本正教信徒の宣言 日露の戦争と日本正教徒』、六一―三三頁。
- (35) 水島行揚『ハリストス教に対する疑惑の弁明』（大日本正教会事務所、明治三二年）三八―三九頁。
- (36) 中川愛氷『偉僧ニコライ』（中川藤四郎、明治三十七年）一―八五頁。
- (37) 「時局の切迫に付て我等の主教ニコライ大父の訓示」（『正教新報』第五百五十七号、明治三十七年二月十五日）一五頁。
- (38) 日本ハリストス正教会総務局編『大主教ニコライ師事蹟』（日本ハリストス正教会総務局、昭和十一年）九七頁。ニコライはすでに明治三十六年七月七日の神品公会閉会の説教において、「若し不幸にして戦争になるならば、日本の民は勿論日本の為に戦って、生命を惜まずに実の「ハリストニアシ」の愛を現はなければならぬ。……日本の民は正教を露国から受けても、戦争になれば露国は爾等の敵である、敵と戦ふのは爾等の本分である」と言明していた（『主教ニコライ大師の公会閉会説教』『正教新報』第五百四十六号、明治三十六年九月一日、二六頁）。
- (39) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、一〇―一一頁。
- (40) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、二〇頁。
- (41) 前掲『ニコライ堂の人びと』、一七一頁、シュチュエルバコバ・タチアナ「日露戦争期における日本人のナシヨナリズムにつ

いて「日本ハリストス正教会のロシア人捕虜慰問事業を事例に」(『北陸史学』第五十二号、平成十五年十二月) 五八―六二頁、松山大学編『マツヤマ―日露戦争百年とロシア兵捕虜』(成文社、平成十六年) 八二頁。実際、『正教新報』(第五百八十号、明治三十八年二月一日)は、「俘虜の待遇と国家の仁愛」と題する論説において、政府の寛大な捕虜待遇によって「外国人をして深く我が帝国の文明的態度を認知せしむるに至れり」と評価し、さらに「信仰慰安会の事業は他の一方よりすれば我が帝国政府が文明的精神と至尊の仁旨とを体して敵国俘虜を待遇する方針に一致して是を翼賛助成する至要の事業なり」と位置づけていた(一一二頁)。俘虜信仰慰安会は「設立の要旨」において、「専ら其宗教的要求を満足せしむるに努め、以て此方面に於ける国家の文明的設備を充実する所あると共に吾人基督教徒の本領とする博愛の実を挙げんことを期す」と述べている(『正教新報』第五百九十号、明治三十八年七月一日、二六頁)。また、正教会は「露探」の批判をかわすため、信徒の献金によって軍隊用の日露会話教本を作成して八千部を陸軍に献納したほか、各教会では日本兵への慰問袋の送付や馬の献納、さらに義捐金の募集などが行われ、たとえば明治三十七年四月には大阪教会から百三十二円、静岡教会から五十円余りなどが献納されている(宮脇昇『ロシア兵捕虜が歩いたマツヤマ』愛媛新聞社、平成十七年、四六頁、前掲『明治期日本の文化における東方正教会の位置および影響』、一一三―一四頁)。

- (42) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、八頁。
- (43) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、九頁。
- (44) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、一四―一六頁。
- (45) 前掲『明治のキリスト教』、一八三頁。
- (46) 「日本正教会記事」(『正教新報』第五百五十七号、明治三十七年二月一日) 一三頁。
- (47) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、一三頁。
- (48) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、一八頁。
- (49) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、三六頁。
- (50) 前掲『日露戦争時の宗教問題と宣教師』、一二二―一二五頁。
- (51) 徳富蘇峰『公爵桂太郎伝』坤卷(原書房、昭和四十二年)、二〇六―二〇七頁。

- (52) 「ハリスト教徒に対し不心得なき様注意方」(『内務大臣決裁書類』明治三十七年、国立公文書館蔵)。
- (53) 大濱徹也『庶民のみた日清・日露戦争』(刀水書房、平成十五年) 一二九―一三二頁、一八〇頁、前掲「日露戦争前後の日本ハリストス正教会をめぐる外交的な政治の側面」、二二四頁。
- (54) 宇野俊一校訂『桂太郎自伝』(平凡社・東洋文庫、平成五年) 三三〇頁。
- (55) 前掲「日露戦争時の宗教問題と宣教師」、一二五―一二九頁。
- (56) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、六七頁。
- (57) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、七四頁。
- (58) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、六一―六二頁。
- (59) 前掲「日露戦争時の宗教問題と宣教師」、一二九―一三〇頁。
- (60) 「大日本宗教学大会」(『正教新報』第五百六十三号、明治三十七年五月十五日)、二五頁。
- (61) 前掲『公爵桂太郎伝』坤卷、二〇八頁。
- (62) 前掲『公爵桂太郎伝』坤卷、二〇九頁。
- (63) 前掲「ニコライ教会関係雑纂」。
- (64) 「大日本宗教学大会を賛する辞」(『正教新報』第五百六十四号、明治三十七年六月一日) 二九―三〇頁。
- (65) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、一七頁。
- (66) 前掲『大日本正教会公会議事録』、四五頁。
- (67) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、二四頁。
- (68) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、二二頁。『正教新報』(第五百五十八号、明治三十七年三月一日)に掲載された「豊田伝教師退去始末」によると、二月八日夜に突然警察と憲兵が現れて命令書を渡し、二十四時間以内に函館を退去するよう命令、違反した場合は連行すると言い渡したという(二二―二三頁)。函館では根室教会から来た福井寧司祭が要塞司令部に対して日時等の赦免を求める運動を展開したが、すぐに解決を見ることはなく、豊田は六月に、目時は八月になって退去命令が解除となった(釧路正教会百年史委員会編『釧路正教会百年の歩み』釧路ハリストス正教会、平成四年、七九―八一頁)。

- (69) 前掲「日露戦争時の正教会と日本」、四四四―四四五頁。函館退去事件については、奥武則『露探―日露戦争期のメディアと国民意識』（中央公論新社、平成十九年）一六三―一九八頁、に詳しい。
- (70) 前掲『露探』、一三八頁。
- (71) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、二四頁。
- (72) 前掲『日露戦争とニコライ教会』、一四七―一五一頁。高橋は正教徒ではあったがニコライ堂との関係はなく、事件に正教会が組織として関与したこともなかったようである（前掲『ニコライ堂異聞』、二九七―三〇〇頁）。高橋の逮捕について詳しくは、前掲『露探』、一三七―一四五頁、参照。
- (73) 前掲『日露戦争とニコライ教会』、一四三―一五二頁。
- (74) 前掲「日露戦争における日本人のナショナリズムについて」、五九頁、前掲『ロシア兵捕虜が歩いたマツヤマ』、四七―四八頁。ニコライ自身、駐日フランス公使を通してロシア皇帝から宗教的慰安について指令を受け、ロシアの宗務長官からは捕虜に配布する書物も届けられており、ロシアからの送金も受け、司祭の派遣や宗教書、雑誌、教科書、イコン、幻灯機の送付や捕虜との文通など、熱心に活動した（前掲「日露戦争時のニコライの日記」、二六二―二六三頁、前掲『ニコライ堂異聞』、三三四頁、前掲『マツヤマ』八五頁）。
- (75) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref:C03026196200、明治三十八年「満大日記 二月上」（防衛省防衛研究所）。
- (76) JACAR: C03027073600、明治三十九年「満大日記 五月上」（防衛省防衛研究所）、前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、二二五頁。
- (77) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、二一七―二八頁。
- (78) 前掲『宣教師ニコライの全日記』第八卷、二二五頁。
- (79) JACAR: C03027073600、明治三十九年「満大日記 五月上」（防衛省防衛研究所）。
- (80) 前掲「日露戦争における日本人のナショナリズムについて」、六四頁。高橋昌郎氏は、「政府はロシア人捕虜の処遇に配慮していたが、主教はいわば、ロシア人捕虜の守護天使であった」と表現している（前掲『明治のキリスト教』、一八三頁）。
- (81) JACAR: C03027073600、明治三十九年「満大日記 五月上」（防衛省防衛研究所）。

- (82) 前掲「日露戦争前後の日本ハリストス正教会をめぐる外交的な政治の側面」、二二八―二二九頁。
- (83) 「正教信徒戦時奉公会録事」（『正教新報』第五百六十五号、明治三十七年六月十五日）二二頁。
- (84) JACAR: C03026267200、明治三十八年「満大日記 四月下」（防衛省防衛研究所）。
- (85) JACAR: C03027095600、明治三十九年「満大日記 五月下」（防衛省防衛研究所）。
- (86) JACAR: C03027074800、明治三十九年「満大日記 五月上」（防衛省防衛研究所）；JACAR: C03027074600、明治三十九年「満大日記 五月上」（防衛省防衛研究所）；JACAR: C03027107700、明治三十九年「満大日記 五月下」（防衛省防衛研究所）；JACAR: C03027115800、明治三十九年「満大日記 五月下」（防衛省防衛研究所）。
- (87) JACAR: C03027124000、明治三十九年「満大日記 六月上」（防衛省防衛研究所）。
- (88) JACAR: C03027124100、明治三十九年「満大日記 六月上」（防衛省防衛研究所）。
- (89) JACAR: C03026770800、明治三十八年「満大日記 十一月上」（防衛省防衛研究所）。
- (90) 松井茂「追悼の辞」（『故有松英義君追悼録』警察協会、昭和四年）、一五―一六頁。
- (91) Ots Cary, *A History of Christianity in Japan: Roman Catholic and Greek Orthodox Missions*, Vol. I (Richmond: Curzon Press, 1993), pp.417-418. 同書は、明治四十二年刊行版の複製版。
- (92) 前掲『日本正教史』、八九頁。実際、日露戦争には二百四十人の正教徒が出征し、二十二人が戦死した（前掲『明治期日本の文化における東方正教会の位置および影響』、一一―四頁）。『正教新報』（第五百七十三号、明治三十七年十月十五日）は「戦死正教徒を吊す」と題する論説を掲げ、「若し自今我が正教徒の国民としての性質主義本分を疑ふ者あらば吾人は宜しく戦死正教信徒の血を示して昧者の蒙を啓く可し」と述べている（三頁）。
- (93) 鈴木透・加美長勘平編『大主教ニコライ師説教演説集』（教要社、明治四十四年）二二〇―二三四頁。